

平成25年8月20日
義務教育課、高校教育課

「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」教育向上会議について

1 いじめ問題に関するこれまでの主な対応

(1) 「いじめ防止対策推進法」の成立

①法律の概要

②法律の基本的施策と本県の取組み

- ・ 昨年9月に改訂した「いじめ問題対応の手引き」により、法律が定める基本施策にすでに対応している。

法律の基本的施策	本県の取組み
学校における未然防止 ・ 道徳教育等の充実、未然防止活動	・ 心のノート（福井県版）を活用した道徳教育 ・ いじめ対策委員会による情報共有と対策協議
早期発見のための措置 ・ 定期的な調査、相談体制	・ いじめアンケートや生活ノートによる発見 ・ 24時間いじめ相談ダイヤル
関係機関等との連携等 ・ 連携強化、連携体制の整備	・ 教育関係者連絡会議、教育向上会議 ・ いじめ対応サポート班によるチーム対応

③法律に係る国の動向

- ・ 9月末までに、いじめ防止基本方針策定協議会を数回開催し、基本方針を取りまとめる予定。

(2) 教育関係者連絡会議および研修会等の開催

①教育関係者連絡会議（市町教育委員会、校長会、スクールカウンセラー等）

- ・ 6月設置、2回開催
- ・ いじめ・暴力行為・体罰の現状と取組み、今後の課題について意見交換
- ・ いじめ等を早期に伝え合える効果的な方法（自己チェック等）や、インターネット上の見えにくいいじめやトラブルに関する対策について協議

②教頭、生徒指導主事を対象とした研修会

- ・ 非行心理の理解に立った児童生徒の問題行動への対応についての講義
- ・ いじめや不登校の問題に対応するため、子どもの理解や分かる授業の実践の観点から講義

(3) インターネット上のいじめ等の状況と対応

①ネット上のいじめ等の状況

- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを言われる事案は、中高生を対象に増加しているが、これらのいじめは見えにくいため、家庭や地域と連携した対応が必要である。

②主な対応

- ・ 新中学1年生を対象に「親子で読む携帯電話問題対策パンフレット」を配付し、親子で情報モラルについて考える機会を設定した。
- ・ 小中、高等学校において、児童生徒を対象とした情報モラルに関する研修会ならびに非行防止教室を開催した。

2 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」教育向上会議の開催 別紙

「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」教育向上会議
～いじめ等をなくすために～

- 1 趣 旨 学校、PTA、子ども会等が一体となって、いじめや暴力行為等をなくし、子どもたちが思いやりや助け合いの心を持って行動できるよう、各団体のこれまでの取組を発表し、共通の行動を推し進めることによって、福井県の教育レベルを高める。
- 2 主 催 福井県教育委員会、市町教育委員会、福井県小学校長会、福井県中学校長会、福井県高等学校長協会、福井県特別支援学校長会、福井県・郡市PTA連合会、福井県高等学校PTA連合会、福井県特別支援学校PTA連絡協議会、福井県子ども会育成連合会
(主管は福井県教育委員会)
- 3 期 日 平成25年8月27日(火) 10時00分～12時00分
- 4 会 場 フェニックス・プラザ 小ホール
〒910-0018 福井市田原町1丁目13番6号 電話 0776-20-5060
- 5 出席者 約400名
- 6 日程・内容
 - (1) 開 会
 - ① 挨拶 福井県教育委員会教育委員長
 - ② 取組発表 各団体からいじめ等をなくすための取組成果と今後の課題発表
市町教育委員会
小学校長会、中学校長会、高等学校長協会
県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、
県特別支援学校PTA連絡協議会、県子ども会育成連合会
 - ③ 講 演 「インターネット上の犯罪事例と対策について」
講師：福井県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策室 服部重夫 室長
 - (2) 閉 会

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）